4　新府令第九十九条第一号ロ及び第二号ロの規定は、施行日以後に貨物自動車運送事業者が譲渡人又は貸付人の依頼を受けて銃砲又は刀剣類の受取を行った場合について適用する。

5　この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、新府令及び改正後の猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

府令・省令

○内閣府令・文部科学省令第一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百二十四号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
文部科学大臣　川端　達夫

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令（昭和五十年総理府文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第一条の二第二号」を「第二条第二号」に改める。

附　則

この命令は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第十号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十一条第三項及び第二十二条、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

国家公安委員会委員長　中井　洽

技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則

（技能検定及び射撃教習に関する規則の一部改正）

第一条　技能検定及び射撃教習に関する規則（昭和五十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則

第一条中「第六条」の次に「及び第七条」を加え、「第五条の十一第三項」を「第二十条第三項」に改める。

第六条第一項中「第六条の三第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同条第二項中「前条」を「第五条」に、「第六条の三第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（技能講習の修了基準等）

第六条　令第二十二条による認定は、法第五条の五第一項に規定する講習（この条において「技能講習」という。）において令第二十一条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項を修得したと認められる基準に達した者に対して行うものとする。

2　第一条の規定は、前項の基準について準用する。この場合において、同条第二号ウ中「イに掲げるライフル銃以外のライフル銃」とあるのは「散弾銃以外の猟銃であつてイに掲げるライフル銃以外のもの」と読み替えるものとする。

3　第二条から前条までの規定は、技能講習について準用する。この場合において、第四条第一項中「ライフル銃によるもの」とあるのは「散弾銃以外の猟銃によるもの」と、前条中「都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会又は法第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員」と、別表中「公称口径二十二のへり打ちのライフル銃以外のライフル銃」とあるのは「散弾銃以外の猟銃であつて公称口径二十二のへり打ちのライフル銃以外のもの」と読み替えるものとする。

4　技能講習における講習時間は、二時間以上とする。

（猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部改正）

第二条　猟銃の口径の長さの特例に関する規則（昭和四十六年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「第六条の三第二項」を「第十九条第二項」に改め、本則第二号中「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改める。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第三条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五条第一項第十号」を「第五条第一項第十七号」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

第四条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の表銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の項中「第五条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同表に次のように加える。

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）	第二条第一項及び第五条第二項

別表第二中五を六とし、四を五とし、三を四とし、二の次に次のように加える。

三　銃砲刀剣類所持等取締法関係法令の規定	第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則	